資料(1)

五

内閣總理大臣 伯

外務大臣 大隈 大藏大臣 兼 海軍大臣 加藤 内務大臣 原 陸軍大臣 上原 司法大臣 松室 農商務大臣 仲小路 遞信大臣 一木 鐵道大臣 山本

内閣書記官 法制局長官

起案 十四年三月二十日 裁可 大正十四年三月廿六日 施行 年月日 決定 年月日

内閣

内甲第二七號

別紙両院ノ議決ヲ經タル治安維持法案ヲ審査スルニ貴族院議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

法律案

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル治安維持法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十四年四月二十一日

内閣總理大臣

内務大臣

司法大臣

法律第四十六號

（上奏ノ通）

治安維持法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於テ可決セリ依テ御裁奏相成度議院法第三十一條ニ依リ此段申進候也

大正十四年三月十九日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣子爵加藤高明殿

内閣